

教生第31号の2  
平成28年4月25日

(公文書扱い)  
各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会事務局  
生徒指導支援室長

#### 奈良県いじめ防止基本方針の送付について

平素は、県教育委員会の諸事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、県などの地方公共団体は、法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた「地方いじめ防止基本方針」を定めるよう努めるものと規定されました。

このことから県では、奈良県いじめ防止基本方針検討協議会を平成26年1月から開催し、本県の方針についての検討及び策定を進め、去る平成28年3月30日の第4回総合教育会議に「奈良県いじめ防止基本方針」として報告しました。

つきましては、今後、この方針に基づき、本県のいじめの防止等に関する取組が推進されることから、この方針の内容について貴市町村におけるいじめ防止基本方針の策定又は改定等の参考としていただくとともに、貴管内学校に周知いただき、必要に応じて、各学校における学校いじめ防止基本方針改定等の参考としていただく等、いじめの防止等のための取組に御活用願います。

本件連絡先  
生徒指導支援室生徒指導第一係  
Tel 0742-27-5435